

質 疑 ・ 回 答 書

令和2年6月22日

発注番号		開札日	令和2年6月26日
委託名	南郷中学校・住道中学校空調機更新工事設計業務委託		
質問番号	質 疑 事 項		回 答
1	特記仕様書 7. 成果物、提出部数等 (1)基本設計 透視図 各部とありますが、 どのような箇所を何箇所程度、 描くのでしょうか？		今回の業務には必要ありません。
2	設計業務委託特記仕様書 P4～8 5、設計業務の内容および範囲 (1)、(イ)～(ヌ) 業務範囲は(イ)～(ヌ)に記載されている全 てが該当するのでしょうか。 また、成果図書も全て該当するのでしょうか。		P4～8の設計業務の内容および範囲については、 (イ)～(ヌ) 全て該当します。 成果図書についても該当します。
3	設計業務委託特記仕様書 P4、6、7、8 5、設計業務の内容および範囲 (1)、(ロ) (ハ) (ト) (ヌ) ア情報収集・準備 ⑦アスベスト調査(検査含 む)とありますが、調査する検体は何か所ござ いますか。		アスベスト調査については1棟1ヶ所とし、南郷中 学校は4ヶ所程度、住道中学校は11ヶ所程度とし ます。詳細につきましては打ち合わせによります。
4	設計業務委託特記仕様書【改修等】 <u>II-2.主任技術者の資格要件に建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士とあります。</u> 建築士法(昭和25年法律第202号)では「(設計及び工事監理)第18条(略)4 建築士は、延べ面積が2,000平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、 <u>設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りではない。</u> 」とあります。 設備設計一級建築士の資格も主任技術者の資 格要件となるでよろしいですか?		設備設計一級建築士の資格で主任技術者資格とし てさしつかえありません。